

道路特定財源の暫定税率廃止論を考える

国会では、道路特定財源の暫定税率の存廃をめぐって与野党の攻防が繰り広げられています。先日、国会へお邪魔し、自民党、民主党両党の国会議員と面会してきましたが、この問題についての意見交換は行いませんでした。しかし、短時間の間に漏れた言葉の中からは、全く異なった考え方が伺えました。

昨日（1/31）の新潟日報に下記の記事が載っていましたので、私なりに糸魚川市への影響を計算してみました。（表-1） 地元選出の自民党高鳥修一代議士の話の中にも、糸魚川市への影響は4億数千万円ということでしたが、その通りの結果となっています。

長岡市は三十日、三月末が期限となる道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、税金分で約十億七千万円の減収となる見通しを明らかにした。

上越市も同日、八億六千万円の減収見通しを明らかにした。このほか、既に県は約百三十六億円、新潟市は約六十億円、それぞれ減収となる試算結果を示している。

このうち長岡市は編成中の二〇〇八年度当初予算に暫定税率分を見込んでいるとして、森民夫市長は同日の会見で「廃止となった場合の財源の手当の説明がない」と述べ、現時点では廃止に反対する意向を示した。

同市によると、〇七年度当初予算ベースで試算した暫定税率分の歳入額は、地方道路譲与税など三税の約45%に当たる十億七千万円が減る。さらに道路事業補助金は半分の二億四千六百万円、地方道路整備臨時交付金は全額の四億七千八百万円、合計で十七億九千四百万円が減収になるという。

市道の建設や改良工事費用のほぼ二分の一は補助金など国費に頼っており、長岡市道路建設課は「暫定税率が廃止されれば、大きく影響が出ると予想される」とする。

新潟市の約六十億円減収の内訳は軽油引取税分が三十六億五千万円、自動車重量譲与税分が十三億八千万円など。また、新潟駅連続立体交差事業などに活用している地方道路整備臨時交付金の約八十七億円が全額廃止に。道路関係補助金約二十八億円も大幅減となる見通し。新潟市道路計画課は「除雪や道路補修に影響が出る可能性が高い。期限切れの期間によっては新年度予算の組み替えも余儀なくされる」と説明する。

平成20年1月31日 新潟日報

道路特定財源を廃止する場合には、この代替え財源を確保することを担保しなければならないと思います。国民の負担を考え税金を下げることは立派な政策ですので、単純にこれに反対するものではありませんが、廃止によりもたらされる影響が、結果的に市民を苦しめることになってはなりません。

糸魚川市では、下水道使用料の見直し（値上げ）が検討されています。国の政策により地方譲与税等が削減されれば、地方自治体は**税外負担**を市民に求めるような方法をとらざるを得ないようになって、生活圧迫感は強まり、消費を控え景気は減退するでしょう。

道路特定財源の見直しを主張するのであれば、必要な財源を確保して明らかにするべきだと思います。

◆表－１ 糸魚川市歳入への影響（H19年度予算書よりの 伊藤 文博 の試算）

糸魚川市における道路特定財源暫定税率廃止の影響

（単位：千円）

	H19年度予算 歳入額	暫定税率 倍率	暫定税率廃止 歳入額	差	
税金					
自動車重量譲与税	200,000	2.5	80,000	-120,000	-60.0%
地方道路譲与税	70,000	1.2	58,333	-11,667	-16.7%
自動車取得税交付金	120,000	1.7	70,588	-49,412	-41.2%
小計	390,000		208,921	-181,079	-46.4%
交付金					
地方道路整備臨時交付金	174,200		0	-174,200	-100%
道路整備交付金	92,500		46,250	-46,250	-50.0%
小計	266,700		46,250	-220,450	-82.7%
合計	656,700		255,171	-401,529	-61.1%

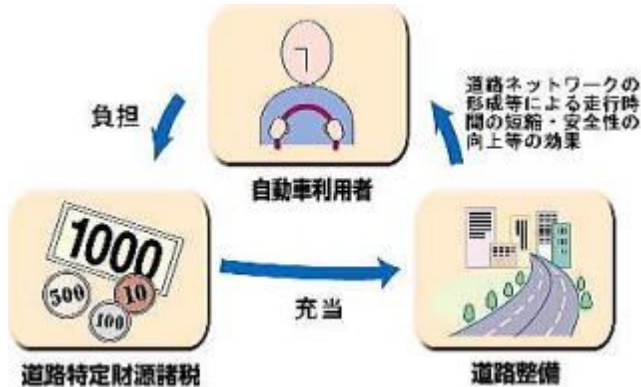
【参考資料】

国土交通省道路局トップ > 道路IR・財源 > 道路特定財源とは? より引用

Q：道路特定財源とはどのようなものですか？

A：道路特定財源は、道路の整備とその安定的な財源の確保のために創設されたものであり、受益者負担の考え方に基づき、自動車利用者の方々に利用に応じて道路整備のための財源を負担していただいている制度です。

●受益と負担のしくみ



●道路特定財源諸税の概要

道路特定財源諸税は、燃料の消費、自動車の取得・保有に着目して自動車利用者に適正な税負担を求めているものです。

		国の財源	地方の財源	税率
燃料 ガソリン 軽油	使用	ガソリン税	軽油引取税	53.8円/ℓ 32.1円/ℓ
	保有 車検時	自動車重量税		例) 自家用車 6,300円/0.5t年
車両 取得	購入時		自動車取得税	例) 自家用車 取得価格の5%

立ち遅れた道路整備を推進するため、本則税率を引き上げ、揮発油税で2倍、自動車重量税で2.5倍などの暫定税率とされており、それらが国と地方の道路整備のための財源となっています。

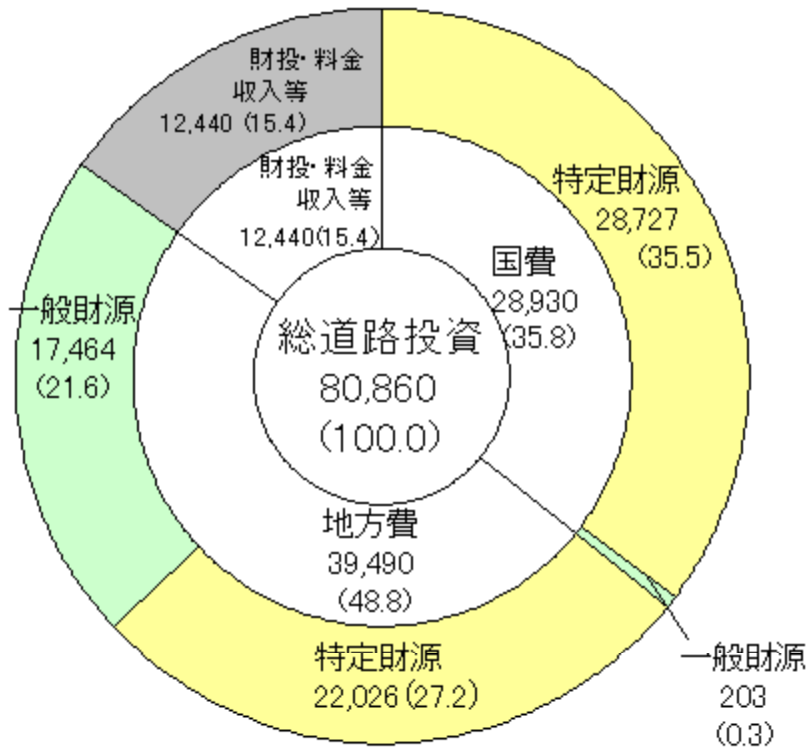
道路特定財源諸税一覧 (H19)

税 目	道 路 整 備 充 当 分	税 率	平成19年度税収 (億円)	
国	揮発油税 昭和24年創設 昭和29年より特定 財源	全額 (暫定税率) 2倍 48.6 円/ℓ (本則税率) 24.3 円/ℓ	28,395 (28,449)	
	石油ガス税 昭和41年創設	収入額の 1/2 (1/2は石油ガス譲与税として地 方に譲与される)	(本則税率) 17.5 円/kg	132 (140)
	自動車重量税 昭和46年創設	収入額の国分 (2/3) の約8割 (77.5%) (収入額の 2/3は国の一般財源で あるが、税創設及び運用の経緯 から約8割 (77.5%) 相当額は 道路財源とされている)	[例] 自家用乗用 (暫定税率) 2.5倍 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	5,549
	計			34,076 (34,138)
地 方	地方道路譲与税 昭和30年創設	地方道路税の収入額的全額 (揮発油税と併課される) 58/100：都道府県及び指定市 42/100：市町村	(暫定税率) 1.2倍 5.2 円/ℓ (本則税率) 4.4 円/ℓ	3,072
	石油ガス譲与税 昭和41年創設	石油ガス税の収入額の 1/2 ：都道府県及び指定市	石油ガス税を参 照	140
	自動車重量譲与税 昭和46年創設	自動車重量税の収入額の 1/3 ：市町村	自動車重量税を 参照	3,599
	軽油引取税 昭和31年創設	全額 ； 都道府県及び指定市	(暫定税率) 2.1倍 32.1 円/ℓ (本則税率) 15.0 円/ℓ	10,360
	自動車取得税 昭和43年創設	全額 3/10：都道府県及び指定市 7/10：市町村	(暫定税率) 1.7倍 自家用は 取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,855
計			22,026	
合 計			56,102 (56,164)	

- 注) 1. 税収は平成19年度当初予算(案)及び平成19年度地方財政計画(案)による。なお、()書
きは決算調整額(税収の平成17年度決算額と平成17年度予算額との差:揮発油税及び石油ガス税
について、2年後の道路整備費で調整することとされている)を除いた額である
2. 自動車重量税の税収は、収入額の国分の約8割(77.5%)相当額である
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(自動車重量税については平成20年4月末)
4. 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある
5. 地方公共団体の一般財源である自動車税の平成19年度税収は17,477億円、軽自動車税の平成19
年度税収は1,636億円(いずれも平成19年度地方財政計画(案)による)

平成19年度道路関係予算（案）における道路特定財源税収は、総投資額の60%以上を担っており、道路整備の推進に重要な役割を果たしています。

●平成19年度予算（案）における財源構成
（単位：億円）



道路整備五箇年計画と税率の推移

道路整備五箇年計画	年 度	揮発油税 (国税) (円/kg)	地方道路税 (全額地方へ譲) (国税) (円/kg)	軽油引取税 (地方税) (円/kg)	石油ガス税 (1/2を地方へ譲) (国税) (円/kg)	自動車取得税 (地方税)	自動車重量税 (1/3を地方へ譲) (国税)
<div style="margin-bottom: 10px;">第1次 29～33年度 2,600億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第2次 33～37年度 1兆円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第3次 36～40年度 2兆1,000億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第4次 39～43年度 4兆1,000億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第5次 42～46年度 6兆6,000億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第6次 45～49年度 10兆3,500億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第7次 48～52年度 19兆5,000億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第8次 53～57年度 28兆5,000億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第9次 58～62年度 38兆2,000億円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第10次 63～H4年度 53兆円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第11次 H5～9年度 76兆円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">第12次 H10～14年度 78兆円</div> <div style="margin-bottom: 10px;">H15～19年度 38兆円*</div>	昭和29	(4月)13.0					自動車取得税及び自動車重量税の税率は自家用乗用車のもの (7月)税率減額の3% (4月)税率減額の5% (5月)5,000 (5月)6,300 (12月)2,500 注2 (5月)
	30	(8月)11.0	(8月)2.0				
	31			(6月)6.0			
	32	(4月)14.8	(4月)3.5	(4月)8.0			
	33						
	34	(4月)19.2		(4月)10.4			
	35						
	36	(4月)22.1	(4月)4.0	(4月)12.5			
	37						
	38						
	39	(4月)24.3	(4月)4.4	(4月)15.0			
	40				(2月)5.0		
	41				(1月)10.0		
	42						
	43						
	44				(1月)17.5		
	45						
	46						
	47						
	48						
	49	(4月)29.2	(4月)5.3			(4月)税率減額の5%	
	50						
	51	(7月)36.5	(7月)6.6	(4月)19.5		(5月)5,000	
52					○(4月)		
53	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(5月)		
54	(6月)45.6	(6月)8.2	(6月)24.3		○(5月)		
55					○(4月)		
56					○(5月)		
57					○(4月)		
58	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(5月)		
59					○(4月)		
60	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(5月)		
61					○(4月)		
62	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(5月)		
63					○(4月)		
平成元					○(5月)		
2					○(4月)		
3					○(5月)		
4					○(4月)		
5	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(5月)		
6	(12月)48.6	(12月)5.2	(12月)32.1		○(4月)		
7					○(5月)		
8					○(4月)		
9					○(5月)		
10	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(4月)		
11					○(5月)		
12					○(4月)		
13					○(5月)		
14					○(4月)		
15	○(4月)	○(4月)	○(4月)		○(5月)		
16					○(4月)		
17					○(5月)		
18					○(4月)		
19					○(5月)		

※地方単独事業を含まない額

(注)1. は租税特別措置法または地方税法附則による暫定税率、○は暫定税率の延長が行われた年である。

2. 自動車重量税の地方への譲与割合は、平成14年度まで1/4。